

## 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見に対する回答

・鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業に関する質問及び意見に対する回答を次のとおり公表します。

多くの質問及び意見をいただき、誠にありがとうございました。

・質問及び意見は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

・質問及び意見に対する回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今回頂いた質問及び意見を踏まえて入札関係資料の精査を行う予定であり、最終的には入札公告時に提示します。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
1	事業の目的	1	1	(1)	ウ			求められる「コンサート・イベント等」の開催頻度を御教示ください。	基本構想p.9「《参考》需要予測調査結果について」を御参照ください。詳細は入札公告時までにお示しします。
2	駐車場	2	1	(1)	オ	(イ)		「県が設置した「鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会※」の検討結果によっては、～」とございますが、検討結果が公表される時期はいつでしょうか。	「鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会」においては、令和6年1月を目途にゾーニング案をとりまとめた上で、県として令和6年3月末を目途に、「本港区エリアの利活用の全体像」を策定することとしています。その検討状況については、県のホームページ等を御確認ください。住吉町15番街区の駐車場の取扱いについては、検討の上、入札公告時までにお示しします。
3	駐車場	2	1	(1)	オ	(イ)		駐車場についてはいつ頃検討委員会の結果がわかりますでしょうか	No.2を御参照ください。
4	駐車場	2	1	(1)	オ	(イ)		駐車場の機能代替についてはいつ頃本港区エリアの検討委員会の検討結果が示される時期を御教授下さい。	No.2を御参照ください。
5	駐車場	2	1	(1)	オ	(イ)		「鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会」の検討結果によっては、本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討、と記載ございますが、上記検討委員会については委員会スケジュールより令和6年1月までには内容が確定し、本事業における上記条件についても確定のうえ公表等いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.2を御参照ください。
6	駐車場	2	1	(1)	オ	(イ)		駐車場の位置によって建物配置や歩行者動線計画に影響する可能性があります。鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会の検討結果を踏まえ、いつ決定されるのでしょうか。	No.2を御参照ください。
7	駐車場	2	1	(1)	オ	(イ)		検討委員会の検討結果によっては、「本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討する」とありますが、機能代替として必要となり、駐車場増設やシステム変更などの増加費用が発生した場合は、貴県負担との理解で宜しいでしょうか。	No.2を御参照ください。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
8	駐車場	2	1	(1)	オ	(イ)		本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討するとありますが、住吉町15番街区に整備する駐車場（一般駐車場で500台程度）の代替という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	自由提案施設	2	1	(1)	カ			自由提案施設は『本施設等と一体または独立して整備する施設』とありますが、竣工時期は本施設と同時である必要があるか、また自由提案施設もDB0か。	原則、竣工時期は本施設と同時としてください。自由提案施設を一体で整備する場合は、要求水準書3(13)キの事業者負担となっている設備等は事業者が所有、独立で整備する場合は施設全体が事業者の所有となります。いずれも事業内容は事業者の提案となります。
10	自由提案施設	2	1	(1)	カ			自由提案事業の評価割合をお示しください。	入札公告時にお示しします。
11	自由提案施設	2	1	(1)	カ			自由提案施設の地代について御教示ください。	入札公告時までにお示しします。
12	事業期間（予定）	2	1	(1)	ク			施設整備期間について、昨今の建設業界の状況を勘案すると短いように感じますが、供用開始については後ろ倒し可能でしょうか。2024年から土曜日の作業も制限がかかるため、現在の想定からは長工期になることとなると思います。	供用開始年月日の変更は想定していません。
13	事業期間（予定）	2	1	(1)	ク			施設整備期間の終期である令和11年3月31日が、本施設の引渡日（所有権移転の日）という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
14	事業期間（予定）	2	1	(1)	ク			設計業務の完了時期は事業者提案に依るとの位置づけに見受けられますが、設計・建設期間、各々の想定を御教示いただけますでしょうか。	事業者の提案とします。
15	事業期間（予定）	2	1	(1)	ク			事業期間について各期間定められておりますが、仮に、様々な理由で、施設整備期間が1年延長になった場合、供用開始年月日等それぞれの期間は1年延長になり、事業期間完了も1年延長になる、という理解で宜しいでしょうか。	No.12を御参照ください。
16	事業期間（予定）	2	1	(1)	ク			事業期間全体について各期間定められておりますが、検討を行った結果、令和6年9月の入札書類（提案書）の提出時に提案書にて、例えば、全事業期間を1年間延長するといった提案を行っても宜しいでしょうか。	No.12を御参照ください。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
17	事業期間（予定）	2	1	(1)	ク			事業期間全体について各期間定められておりますが、検討を行った結果、令和6年9月の入札書類（提案書）の提出時に提案書にて、例えば、全事業期間を1年間延長するといった提案を行った場合、失格となりますでしょうか。	御理解のとおりです。
18	設計・建設の対価	4	1	(1)	シ	(7)	a	一括払い分につきまして、年度毎の出来高による支払いはありますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
19	設計・建設の対価	4	1	(1)	シ	(7)	a	一括払い分は施設整備費に対してどの程度の割合になりますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
20	設計・建設の対価	4	1	(1)	シ	(7)	a	一括払い・割賦払いの金額の割合につき、現時点の想定を御教示いただけますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
21	設計・建設の対価	4	1	(1)	シ	(7)	a	「本施設等の設計・建設に要する費用について、選定事業者の提案金額を基に、県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、一括払い・割賦払いにより支払う。なお、本事業では、国庫補助金等を事業費の一部に充当することを想定しており、国庫補助金等については、一括して選定事業者に支払うことを想定している。」と記載されていますが、御県の通常工事同様に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨の御検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者の増加により競争入札の効果から、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま	工事代金の一部の前払金の支払は想定しておりません。支払方法は入札公告時にお示しします。
22	設計・建設の対価	4	1	(1)	シ	(7)	a	本施設等の設計・建設に要する費用についての一括・割賦払いの比率と時期を御教示ください。	入札公告時にお示しします。
23	開業準備の対価	4	1	(1)	シ	(7)	b	開業準備の対価については、準備期間終了後に一括で事業者を支払われるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
24	維持管理・運営の対価	5	1	(1)	シ	(7)	c	サービス対価としていただける運営費の内訳を御教示下さい。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
25	維持管理・運営の対価	5	1	(1)	シ	(7)	c	光熱水費を含むと記載がありますが、昨今の光熱水費の市場高騰は、民間事業でも予測が出来ません。本事業での光熱水費の考え方、事業の建付けについて御教示下さい。	光熱水費については、物価変動に基づいて改定を行う予定です。 改定方法については、入札公告時にお示しします。
26	維持管理・運営の対価	5	1	(1)	シ	(7)	c	本施設等の維持管理・運営に要する費用（光熱水費を含む）について、選定事業者の提案金額を基に、県と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、県への本施設等引渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うとありますが、光熱水費が提案段階での想定より高く、又は低くなった場合のリスク（物価変動除く）は別紙 リスク分担表を参照すると貴県・選定事業者の両方でシェアするように読めます。その理解でよろしいでしょうか。	No.25を御参照ください。
27	維持管理・運営の対価	5	1	(1)	シ	ア	c	サービス対価の内訳をお示しください。	入札公告時にお示しします。
28	利用者から得る利用料金等の収入	5	1	(1)	シ	(イ)	a	利用料金について、県が提示した考え方を満たすことが条件とされていますが、その「考え方」はどの時点で示されるのか教えてください。	入札公告時までにお示しします。
29	利用者から得る利用料金等の収入	5	1	(1)	シ	(イ)	a	「県が提示した考え方を満たすことを条件」とありますが、県が提示した考え方とは何を示しているのか御教授下さい。	入札公告時までにお示しします。
30	利用者から得る利用料金等の収入	5	1	(1)	シ	(イ)	a	「選定事業者が提案した料金体系を基に県が条例で定めることを想定している」とのことですが、万が一、事業者提案どおり承認されなかった場合の対応について、御教示下さい。	入札公告時にお示しします。
31	利用者から得る利用料金等の収入	5	1	(1)	シ	(イ)	a	当該収入には本施設用地内駐車場の利用に係る収入も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
32	利便施設等により得られる収入	5	1	(1)	シ	(イ)	b	利便施設と自由提案施設の区別（事業として必須・任意の差等）について御教示ください。	利便施設運營業務は、飲食提供施設と自動販売機の運営を独立採算で行うものであり、実施は必須です。自由提案事業は、要求水準書の内容を踏まえて、事業者提案に基づく事業を独立採算で行うものであり、実施は任意です。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
33	選定基準	5	1	(2)	ア			事業期間を通じた県の財政負担額の縮減が期待できる場合、又は同一の水準にある場合においてとありますが、需要予測調査や基本構想に示される駐車場収入が大幅に変更（縮減）になる可能性がある場合、自立度が下がることが予測されます。その際のサービス購入費等支出の考え方を教えてください。	基本構想に示した事業費（収入・支出）を精査した上で、サービス購入費を事業契約に定めることとしています。詳細は入札公告時にお示しします。
34	選定方法	5	1	(2)	イ			「客観性」とは具体的に何を示しているのか御教授下さい。	特定事業の選定にあたり、各分野の専門家で構成される選定委員会に諮ることを示しています。
35	選定の方法	6	2	(1)	イ			総事業費は入札公告時に明示されるという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書にて予定価格を示す予定です。
36	選定の方法	6	2	(1)	イ			総事業費の上限金額は入札公告時に明示されるという理解で宜しいでしょうか。	No.35を御参照ください。
37	募集及び選定に係る想定スケジュール	7	2	(2)				自由提案施設の開業時期は事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	原則、竣工時期は本施設と同時としてください。自由提案施設を一体で整備する場合は、要求水準書3(13)キの事業者負担となっている設備等は事業者が所有、独立で整備する場合は施設全体が事業者の所有となります。いずれも事業内容は事業者の提案となります。
38	回答の公表	9	2	(3)	ウ	(エ)		「ヒアリングを行うことがある。」とありますが、意見交換会とは別で行われるという理解で宜しいでしょうか。	意見交換会前に行うことが必要であると判断した場合には、意見交換会とは別に行うことがあります。
39	実施の通知	11	2	(3)	エ	(カ)		意見交換会はWeb併用開催を致しますでしょうか。その際Web参加者の人数制限は設けないと考えて宜しいでしょうか。	意見交換会の詳細は、後日県ホームページで示しますので、御確認ください。
40	入札参加者の構成	12	2	(4)	ア	(ア)		SPCから直接業務を受託又は請け負うことがない企業については、協力企業に該当しないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
41	複数参加の禁止	12	2	(4)	ア	(エ)		当該項目における「資本面において関連のある者」「人事面において関連のある者」も(ウ)複数業務の禁止の下段に記載の定義と同様でしょうか。	御理解のとおりです。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
42	入札参加者の参加 資格要件	13	2	(4)	イ			資金調達業務やSPC管理業務を担う企業が構成員又は協力企業として参加する場合は、P.13(7) 入札参加者の参加資格要件（共通）を満たしていれば良いという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
43	入札参加者の参加 資格要件（共通）	13	2	(4)	イ	(7)		参加資格要件について、業務別で参加資格要件の記載が無い、業務全体のマネジメント、SPC管理およびFA業務を担う企業は参加資格要件（共通）を満たすのみで可との理解でよろしいでしょうか。その際、提出が必要な資料等ございましたら御教示いただけますと幸いです。	前段については、No.42を御参照ください。 後段については、入札公告時にお示しします。
44	入札参加者の参加 資格要件（共通）	13	2	(4)	イ	(7)	d, e	維持管理および運営業務においては設計業務等と比較し詳細な要件（施設規模等）が示されておきませんが、今後詳細な要件をお示し頂く予定でしょうか。大規模な事業であり、ノウハウが必要な事業と考えておりますので、一定の要件はお示し頂くべきかと存じます。	御意見として賜りますが、類似事例も踏まえ、現行の記載のとおりとします。
45	入札参加者の参加 資格要件（共通）	13	2	(4)	イ	(7)	h	当該項目における「資本面において関連のある者」「人事面において関連のある者」も(ウ)複数業務の禁止の下段に記載の定義と同様でしょうか。	御理解のとおりです。
46	設計業務に当たる 者	14	2	(4)	イ	(イ)	a (b)	参加資格要件として、「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加者登録結果一覧表に登録されている者であること。」と記載がございますが、現時点（2023年10月）で登録がない者は、資格確認申請書提出（2024年6月）までの間に登録する機会を頂けると考えておりますが、宜しいでしょうか。	今後、登録する機会を設けることを想定しており、申込受付を行う際は県ホームページで御案内します。
47	設計業務に当たる 者	14	2	(4)	イ	(イ)	a, c (c)	新築建築物の実施設計実績はJV案件でも可能ですか	共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限ります。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
48	設計業務に当たる者	14	2	(4)	イ	(イ)	a (c)	特別に法律に基づいて設立された学校法人（その基は独立行政法人にて設立されたものを承継）は、「国，特殊法人等，～」に該当し，参加資格要件を満たすと考えておりますが，宜しいでしょうか。	御記載の学校法人が，政府が必要な事業を行おうとする場合，その業務の性質が企業的経営になじむものであり，これを通常の行政機関に担当させても，各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できない時などに，特別の法律によって独立の法人を設け，国家的責任を担保するに足る特別の監督を行うとともに，その他の面では，できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとする法人に該当する特殊法人であれば参加資格要件を満たします。
49	設計業務に当たる者	14	2	(4)	イ	(イ)	a (c)	PF事業における，SPCからの発注に関しては，「国，特殊法人等，都道府県，都道府県出資公社発注の～」と同様に「業務委託料500万円以上の新築建築物の実設計実績を有している」のであれば，参加資格要件を満たすと考えておりますが，宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし，発注者(国，特殊法人等，都道府県，都道府県出資公社)からSPC及びSPCから設計者への契約書の確認を行います。 なお，設計者はSPCの構成員又は協力企業に限ります。
50	建設業務に当たる者	15	2	(4)	イ	(イ)	b (e)	2(4)イ(イ)b(f)では「いずれかを満たすこと」とされておりますが，本項目においても「いずれかを満たすこと」との認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
51	建設業務に当たる者	15	2	(4)	イ	(イ)	b (f)	建築，電気，管，土木の各々の総合評価点をa～eの要件を満たす企業以外の企業複数において満たすことという理解で宜しいでしょうか。	(a)～(e)の要件を満たす企業以外の企業において，(f)の区分のいずれかを満たすことを要件としているため，複数の企業において，(f)の全ての区分を満たす必要はありません。
52	維持管理業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	d	維持管理業務に当たる者の参加要件ですが，同規模の施設の実績がなくても参加できるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
53	維持管理業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	d	体育館に類する用途の範囲について御教示下さい。	スポーツ利用を行う建築物全般を想定しています。
54	維持管理業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	d	実績規模等必要な要件を御提示ください	必要な要件は実施方針に記載のとおりです。
55	維持管理業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	d	「体育館及び体育館に類する用途を含む建築物に関する1年以上の維持管理実績を実績を有していること」とありますが，実績として該当する建築物の延べ床面積に関する規定を設けていただけないでしょうか。	御意見として賜りますが，類似事例も踏まえ，現行の記載のとおりとします。



■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
56	維持管理業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	d	維持管理業務にあたる者の参加資格要件に、建物規模等の実績は記載されていませんが、同規模の実績はなくてもよいとの理解でよろしいですか。	御理解のとおりです。
57	維持管理業務に当たる者 運営業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	d, e	長期に渡る維持管理・運営期間のため、実績は、指定管理1期（5年）の実績は必要かと思いますがいかがでしょうか。	御意見として賜りますが、類似事例も踏まえ、現行の記載のとおりとします。
58	運営業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	e	実績規模等必要な要件を御提示ください。	必要な要件は実施方針に記載のとおりです。
59	運営業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	e	運営業務に当たる者の参加要件ですが、同規模の施設の実績がなくても参加できるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
60	運営業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	e	体育館に類する用途を含む建築物とはどのような施設か示して頂けますでしょうか。	スポーツ利用を行う建築物全般を想定しています。
61	運営業務に当たる者	16	2	(4)	イ	(イ)	e	体育館に類する用途の範囲について御教示下さい。	スポーツ利用を行う建築物全般を想定しています。
62	運営業務に当たる者	16	2	(4)	イ	イ	e	運営業務にあたる者の参加資格要件に、建物規模等の実績は記載されていませんが、同規模の実績はなくてもよいとの理解でよろしいですか。	御理解のとおりです。
63	参加資格の喪失	17	2	(4)	エ	(ア)		代表企業においては参加資格が喪失しても変更は出来ないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
64	参加資格の喪失	17	2	(4)	エ	(ア)		開札日とは、いつになりますでしょうか。入札提出書類の提出日とは異なりますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
65	参加資格の喪失	17	2	(4)	エ	(ウ)		参加資格の喪失は、落札者決定までとして頂けないでしょうか。	御意見として賜りますが、類似事例も踏まえ、現行の記載のとおりとします。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
66	著作権	17	2	(4)	オ	(7)	提案書類の公表及びその他県が必要と認める場合使用できるものとする記載がありますが、公表や使用内容については入札参加者と協議という理解で宜しいでしょうか。	県に提出された書類は全て公文書であり、鹿児島県情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、県は条例に定める非開示情報を除き全て開示する必要があります。  また、本事業は公共性の高い事業であることから、本事業に関して県が情報を公表する必要があると判断した場合は、同条例の非開示情報に該当する場合を除き、原則として公表します。 その際は、入札参加者と協議を行う予定です。	
67	著作権	17	2	(4)	オ	(7)	「落札者の提案については本事業の公表以外にも活用される」と読めますが、具体的な用途について御教示ください。また落札者のノウハウ等に関り、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは非公表としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、No.66を御参照ください。 後段については、御理解のとおりです。	
68	著作権	17	2	(4)	オ	(7)	「落札者以外の提案については、本事業の公表には使用される」と読めますが、具体的な用途について御教示ください。また入札参加者のノウハウ等に関り、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは非公表としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、No.66を御参照ください。 後段については、御理解のとおりです。	
69	契約手続き	18	2	(4)	カ	(7)	基本協定の締結については入札参加グループの構成企業の連名と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。	
70	SPCの設立等の要件	18	2	(4)	カ	(1)	本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	本施設内にSPCの事務所を設けることは想定していませんが、本施設をSPC所在地として登記することは可能です。	
71	SPCの設立等の要件	18	2	(4)	カ	(1)	SPCは本施設内に設立することも可能との認識でよろしいでしょうか。	No.70を御参照ください。	
72	SPCの設立等の要件	18	2	(4)	カ	(1)	SPCの設立場所は本施設でも可能でしょうか。	No.70を御参照ください。	

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
73	SPCの設立等の要件	18	2	(4)	カ	(1)	構成企業のSPCへの出資が1/2を超えない場合とはどのような場合を想定されていますでしょうか。例えばメザニンローン等の活用により最大出資者が入れ替わり、代表企業の変更等がおこなわれる可能性はあるのでしょうか。	入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率が2分の1を超えないことは想定していません。代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とする必要があり、県の事前承諾がない限りSPCの株式の譲渡等は行うことができないため、代表企業の変更等は想定しておりません。
74	建設段階	19	3	(3)	イ		選定事業者とは構成員各社ではなく、SPCと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
75	本施設用地	21	4	(1)	ア		分区が無分区であれば、建築基準法の用途地域に基づいて建物用途が規制されるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
76	駐車場用地	21	4	(1)	イ		駐車場について、「本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討する」との記載がありますが、本事業において整備する駐車場（本施設用地内駐車場）の代替でしょうか。住吉15番街区に整備する駐車場の代替を指しているのでしょうか。いずれの駐車場を指している場合でも、同等程度の収容台数を代替駐車場により貴県が追加で確保するという理解でよろしいですか。	前段について、記載内容は、住吉町15番街区に整備する駐車場を指しています。後段の「同等程度の収容台数を代替駐車場により貴県が追加で確保」については、県において、本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討することとしています。
77	駐車場用地	21	4	(1)	イ		機能代替（県営駐車場の収容台数増等）と併せて施設の持続可能性の立場からサービス購入費等（県の支出）の考え方をリスク分担表33の考え方と併せてお示しください。	「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」においては、令和6年1月を目途にゾーニング案をとりまとめた上で、県として令和6年3月末を目途に、「本港区エリアの利活用の全体像」を策定することとしています。そのため、事業期間中に、機能代替などによる要求水準の変更等は想定しておりません。
78	本施設構成の概要	21	4	(2)			観客席数の「程度」は±●%以内等、具体的にどれぐらいの範囲を指すのか御教示下さい。	メインアリーナについては、BリーグやVリーグの「ホームアリーナ検査要項」を踏まえ、8,000席以上とします。サブアリーナ、武道場、弓道場については、要求水準書を満たした上で、-10%以内での提案は可能です。上限については、特段示す予定はありません。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
79	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22	6	(1)			「選定事業者が実施する業務が、要求水準書及び事業契約で定める水準を下回る場合、その他事業契約に定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は、選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。」と記載されていますが、本施設等の設計・建設部分において、その履行を確保するための履行保証（御県の請負工事契約約款第4条に記載されている契約保証金の納付）を選定事業者を求めることをお考えでしょうか。 その場合、現状の御県発注工事と同様に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の契約保証も認められるとの解釈でよろしいでしょうか。 契約保証金の納付手段として、より多くの選択肢を設けるため履行保証手段の一つとして認めていただきますようお願いいたします。	入札公告時にお示しします。
80	法制上及び税制上の措置に関する事項	23	7	(1)			事業所税について、SPCを鹿児島市内に設立する場合、本事業は指定管理者として実施し、維持管理・運営期間のSPCの総収入に対して、サービス対価が50%を超過する場合、事業主体は貴県にあると考え、SPCに課税される資産割について本施設は非課税という理解で宜しいでしょうか。	鹿児島市に設立する場合の事業所税については、同市において課税非課税の判断を行うこととされていることから、その取扱いは同市にお尋ねください。
81	別紙 リスク分担表	24					リスク分担全般において帰責者不明の場合、もしくは第三者による帰責の場合のリスク分担はどのようにお考えでしょうか。	入札公告時にお示しします。
82	別紙 リスク分担表 契約締結リスク	24	2				議会承認リスクは県の事由に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
83	別紙 リスク分担表 法令変更リスク	24	5				「本事業に直接関係する法令」の定義を御教示下さい。	法令により事業契約の履行が直接制約されるような場合の該当法令を指します。
84	別紙 リスク分担表 税制変更リスク	24	6				本事業の運営・維持管理費はサービス購入費と利用料金制を合わせて賄われるとの認識ですが、本施設において事業所税は事業者が生じるのか御教示ください。	No.80を御参照ください。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
85	別紙 リスク分担表 不可抗力リスク	25	12					疫病（新型インフルエンザや新型コロナウイルス等）は含まれますでしょうか。または、これに含まれず、個別に状況に合わせて協議頂けるという理解でよろしいでしょうか。	疫病に限らず、不可抗力に該当する可能性がある場合は、個別に協議に応じます。
86	別紙 リスク分担表 不可抗力リスク	25	12					備考（※2）ですが、一定の金額を決める割合（各業務の契約年額の1%までは事業者が負担等）の設定がされるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
87	別紙 リスク分担表 不可抗力リスク	25	12					新型コロナのような疫病も不可抗力に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	No.85を御参照ください。
88	別紙 リスク分担表 不可抗力リスク	25	12					No12の不可抗力については、コロナウイルス等の感染症による行政からの施設の一時的な閉館指示等も含むと考えてよろしいでしょうか。また、その際の補填等についても御検討お願いいたします。	No.85を御参照ください。
89	別紙 リスク分担表 不可抗力リスク	25	12					不可抗力に関する事業者負担については損害額の1%までとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
90	別紙 リスク分担表 不可抗力リスク	25	12					「一定の金額以下は選定事業者の負担」と記載されておりますが、原則として発注者にて負担いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
91	別紙 リスク分担表 不可抗力リスク	25	12					維持管理・運營業務段階の際に不可抗力リスクが生じた場合、維持管理業務・運營業務の各々に対してリスク負担をして頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	不可抗力リスクの負担については、リスク分担表に示す通りです。
92	別紙 リスク分担表 用地の瑕疵リスク	25	20					予測できない用地に瑕疵には地中障害物（要求水準書（案）別紙6以外）やこれに類するものも含まれるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
93	別紙 リスク分担表 設計リスク	25	22					No.22 設計リスクで、法令変更や各種競技団体の要望対応が必要な場合など第三者に起因するリスクは県のリスクに含まれるとの理解でよろしいですか。	法令変更リスクについては、No.5でお示したとおりです。各種競技団体の要望対応が必要な場合など第三者に起因するリスクは、その内容が様々であると考えことから、リスク分担表に示すリスクの種類を参考に判断することになります。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
94	別紙 リスク分担表 工事監理リスク	25	23					N0.23 工事監理リスクで、工事監理の不備による事業の中断遅延や必要となる費用の超過等と記載ありますが、「工事の不備」ではなく「工事監理の不備による」とは具体的にどのような事象を想定されているのかについて、お示しください。	工事監理者が、行うべき承認事項の遅れや、立ち合いが必要な事項の不備などによる工事の遅延などです。
95	別紙 リスク分担表 工事費増大リスク	25	24					N0.24 工事費増大リスクで、県の指示による工事費の増大以外は事業者リスクとのことですが、各種競技団体の要望対応が必要な場合など第三者に起因するリスクは県のリスクに含まれるとの理解でよろしいですか。	No.93を御参照ください。
96	別紙 リスク分担表 物価変動リスク	25	26					調査設計・建設期間中の「一定の範囲を超える物価変動については、リスク分担を見直すことも含め検討する」と記載されておりますが、今後の建設物価のトレンドが想定しづらいため、事業契約に物価スライド条項を規定いただくとともに、起算日は入札日とすることと設計期間における上昇分のうち事業者負担はゼロとしていただけないでしょうか。また、スライド条項は全体スライド、単品スライド、インフレスライドを対象として頂き、物価指数と物価上昇に乖離がある場合には、実態を反映していただけないでしょうか。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。
97	別紙 リスク分担表 物価変動リスク	25	26					N0.26 物価変動リスクの備考※3で「一定範囲を超える物価変動については、リスク分担を見直すことも含め検討する」とありますが、具体的に想定しておられる物価変動に関する指標等をお示しください。	入札公告時にお示しします。
98	別紙 リスク分担表 需要変動リスク	26	35					不可抗力に伴う需要変動のリスク分担も県に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	不可抗力リスク及び需要変動リスクの負担については、リスク分担表に示すとおりです。
99	別紙 リスク分担表 物価変動リスク	26	37					一定範囲を超える物価変動のリスク分担の見直しに伴う諸条件については、入札公告時の維持管理・運營業務委託契約書（案）等で示されるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
100	別紙 リスク分担表 物価変動リスク	26	37					N0.37 物価変動リスクの備考※3で「一定範囲を超える物価変動については、リスク分担を見直すことも含め検討する」とありますが、具体的に想定しておられる物価変動に関する指標等をお示しください。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
101	別紙 リスク分担表 物価変動リスク	26	37				県・選定事業者の双方で負担となっておりますが、一定の範囲とは、例えば物価変動を定期的に確認する月を毎年度設定しある指数（最低賃金、建設物価）等の指標が基準日（初回は入札時点）より一定の割合で増減している事が確認できれば改訂されるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
102	別紙 リスク分担表 物価変動リスク	27	37				No26, 37の物価変動リスクについて、「一定範囲を超える物価変動については、リスク分担を見直すことを含め検討する」とありますが、一定範囲の基準について想定はございますでしょうか。 また、物価変動については指数に基づく改定（物価スライド条項）を適用いただける認識で宜しいでしょうか。 加えて、利用料金単価の改定については必要時に協議いただける認識でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
103	別紙 リスク分担表 修繕リスク	26	40				「経年劣化により必要となる修繕」については、要求水準書（案）P4の10(1)の記載に「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする」とあることから、事業者が負担するのは、あくまでも性能及び機能を満足できなくなった場合に限るとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
104	別紙 リスク分担表 修繕リスク	26	40				経年劣化以外の要因により必要とされる大規模修繕は県負担により実施されると考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
105	別紙 リスク分担表 光熱水費の変動リスク	26	41				一定範囲を超える光熱水費の物価変動のリスク分担の見直しに伴う諸条件については、入札公告時の維持管理・運營業務委託契約書（案）等で示されるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
106	別紙 リスク分担表 光熱水費の変動リスク	26	41				光熱水費の変動リスクについてですが、昨今、世界情勢等の影響で想像以上の変動が生じています。新規施設ということもあり、光熱水費を3年程度精算とし、実績に応じて金額を決定するという手法はいかがででしょうか。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。
107	別紙 リスク分担表 光熱水費の変動リスク	26	41				光熱水費リスクについて物価変動は除くと記載がありますが、一定範囲の物価変動については、No. 37において補償されているという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
108	別紙 リスク分担表 光熱水費の変動リスク	26	41				世界的な物価上昇により、今後の費用増加を見込むことが困難になっております。その為、新規の施設での光熱水費の見積りが難しいことから、トラックレコード作成されるまでは実費精算としていただけないでしょうか。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。
109	別紙 リスク分担表 光熱水費の変動リスク	26	41				光熱水費の変動リスクについてリスク分担を見直す事も含め検討するとありますここでいうリスク分担の見直し条件（一定の範囲等）を御教示ください。	入札公告時にお示しします。
110	別紙 リスク分担表 光熱水費の変動リスク	27	41				No41の光熱水費の変動リスクについて、「一定範囲を超える光熱水費の物価変動については、リスク分担を見直すことも含め検討する」とありますが、一定範囲の範囲を含め、どのような見直し方法を想定されていますでしょうか。また、光熱水費の単価の見直しについても検討いただきたいと考えますが、御検討可能でしょうか。	入札公告時にお示しします。
111	別紙 リスク分担表 ※2	27					※2「一定の金額以下は選定事業者負担、それをを超える場合は、県負担とする予定」とありますが、現時点での県側の具体的なお考えをお示しいただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
112	別紙 リスク分担表 ※3	27					一定範囲を超える物価変動とありますが一定の範囲を具体的に お示してください	入札公告時にお示しします。
113	別紙 リスク分担表 ※3	27					「一定範囲を超える物価変動」とありますが、一定の範囲とは、協議により決定するものと理解して宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
114	別紙 リスク分担表 ※3	27					※3「一定範囲を超える物価変動については、リスク分担を見直すことも含め検討する。」とありますが、現時点での県側の具体的なお考えをお示しいただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
115	別紙 リスク分担表 ※4	27					「一定範囲を超える光熱水費の物価変動」とありますが、一定の範囲とは、協議により決定するものと理解して宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
116	別紙 リスク分担表	26					県か事業者か帰責者判定が困難な事象発生時のリスク分担について、対応の記載をお願いします。	入札公告時にお示しします。



■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
117	その他							提案期間中に、本事業の設計に関わる協議・ヒアリングを各種関係機関やインフラ会社等を行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	差し支えありませんが、設計会社の責任において行ってください。
118	別紙 リスク分担表	26						一定範囲を超える物価変動発生時のリスク分担の見直しについて、具体的な指標を御教示ください。	入札公告時にお示しします。
119	別紙 リスク分担表	26						一定範囲を超える水光熱費の物価変動発生時のリスク分担の見直しについて、具体的な指標を御教示ください。	入札公告時にお示しします。
120	別紙 リスク分担表	27						維持管理費・運営費の変動リスクは県にリスク分担が示されていますが、駐車場の機能代替の際の利用料金シミュレーションを行っておられたらお示してください。	No.2を御参照ください。
121								昨今の急激な物価高騰を踏まえ、事業費の見直しは入札公告前に行われるのでしょうか。また、公表されますでしょうか。	資材価格の高騰等を踏まえた予定価格の検討を行っているところであり、入札説明書にて予定価格を示す予定です。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項目				
1	本事業の目的	1	第1	2	(1)	「スポーツ振興の拠点機能」と「多目的利用による交流拠点機能」はどの程度の比率の利用を想定されていますでしょうか。	基本構想p.9「《参考》需要予測調査結果について」を御参照ください。
2	遵守すべき法令等	3	第1	6		「仕様書等については最新版を適用すること」とありますが、各業務着手時の最新版を適用し業務完了迄の間の仕様書等の変更は適用しないと考えるて宜しいでしょうか。	設計業務中や施工中に仕様書等が更新された場合でも、工程に影響がない場合は、最新版を適用します。
3	統括責任者の配置	3	第1	7		統括責任者について、事業期間も長期にわたる為、貴県と協議の上、事業期間中での統括責任者の変更は可能という理解で宜しいでしょうか。 また、その場合、統括責任者は、事業の進捗状況で、適切な人材を配置するという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	統括責任者の配置	3	第1	7		「統括責任者は、事業全体を統括するため、特別目的会社（以下「SPC」という。）又は業務全体のマネジメントを担う企業が直接雇用する正社員を配置すること。」と記載されておりますが、業務全体のマネジメントを担う企業とは代表企業と考えて宜しいでしょうか。その場合は、代表企業が直接雇用する正社員であればよいのでしょうか。	業務全体のマネジメントを担う企業が必ずしも代表企業である必要はありません。
5	統括責任者の配置	3	第1	7		「SPCまたは業務全体のマネジメントを担う企業が直接雇用する正社員を配置すること」とありますが、常駐する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	要求水準の変更事由	4	第1	9	(1)	貴県の事由により変更する場合は、具体的にどのような事象を想定されておりますでしょうか。例えば、事業期間が長期にわたることから、社会情勢や県民の趣向の変化なども含まれますでしょうか。	「県の事由により変更する場合」については、ご指摘の場合も想定されますが、あくまで可能性を示したものであり、現時点で例示することは困難です。
7	施設整備方針	5	第2	1	(1)	※2に「令和5年末」とありますが、「令和5年度末」の脱字でしょうか。	記載のとおり、「令和5年末」を予定しています。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
8	駐車場	5	第2	1	(2)	ア (イ)	「駐車場については、基本構想において住吉町15番街区に整備することとしているが、県が設置した「鹿児島県本港区エリアの利活用に係る検討委員会」の検討結果によっては、本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討する」とありますが、駐車場の整備は当事業の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	住吉町15番街区の駐車場の取扱いについては、検討の上、入札公告時までにお示しします。
9	事業用地の概要	6	第2	1	(2)	イ	「別紙3 敷地測量図」とありますが、CADデータを頂くことは可能でしょうか。	データを提供することは想定しておりません。
10	埋蔵文化財	6	第2	1	(2)	オ	「工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときは、現状を変更することなく速やかに県に報告するとともに、その取扱いについて協議すること」と記載されておりますが、埋蔵文化財に対応するためのコスト増や期間延長について検討頂くことは可能でしょうか。	必要がある場合は協議に応じます。
11	事業用地の土壌調査	6	第2	1	(2)	カ	土壌汚染のおそれはないとありますが、選定事業者が自ら調査を行い、土壌が汚染されていた場合、汚染土壌の処分費用は貴県のご負担という認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
12	事業用地の土壌調査	6	第2	1	(2)	カ	「本施設用地については、土壌汚染のおそれはないと想定している」と記載されておりますが、土壌汚染が見つかった場合に対応するためのコスト増や期間延長について検討頂くことは可能でしょうか。	必要がある場合は協議に応じます。
13	事業用地の土壌調査	6	第2	1	(2)	カ	土壌汚染のおそれはないとの記載がありますが、改めて土壌汚染調査を実施する必要はないとの理解でよろしいか。	御理解のとおりです。
14	その他	6	第2	1	(2)	キ	地中埋設物の処分費用は貴県のご負担という認識でよろしいでしょうか。	想定できない地中障害物が発見された場合は、県と事業者で協議の上決定します。
15	その他	6	第2	1	(2)	キ	地中埋設物は建築計画に伴い、地中埋設物に該当する範囲が撤去になると考えて宜しいでしょうか。撤去範囲をお示し下さい。	撤去するか否かは事業者の提案とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
16	その他	6	第2	1	(2)	キ	「本施設用地の地中には既存の護岸が埋設されている」と記載されておりますが、新築建物と干渉する場合、既存の護岸を撤去しても良いのでしょうか。また撤去費用は事業費に含まれるという考えでよろしいのでしょうか。	No.15を御参照ください。	
17	その他	6	第2	1	(2)	キ	地中埋設物は敷地境界までを撤去し自由処分する事でいいですか	No.15を御参照ください。	
18	その他	6	第2	1	(2)	キ	護岸の地中埋設物が有るとの事、撤去処分は別途工事と考えて宜しいのでしょうか。	No.15を御参照ください。	
19	建物規模	7	第2	1	(3)	ア	延床面積の許容範囲は土何%でしょうか。	要求水準書を満たしていれば、延床面積については自由な提案が可能です。	
20	建物規模	7	第2	1	(3)	ア	建物規模30,000㎡程度は土何%まで許容する等の基準はありますでしょうか。	No.19を御参照ください。	
21	施設構成	7	第2	1	(3)	ア	多目的広場の利用について、イベント開催時は臨時駐車場としても利用とありますが、確保すべき台数等をお示しください。	一般車で300台程度を想定しています。	
22	施設構成	7	第2	1	(3)	イ	駐輪場及び自動二輪車駐車場の要求台数300台とありますが、それぞれの具体的な必要台数を御教授ください。	事業者の提案とします。	
23	施設構成	7	第2	1	(3)	イ	「その他諸室」の器具庫、更衣室、会議室等の詳細仕様についてはいつ頃公表予定でしょうか。	入札公告時までにお示しします。	
24	地域性	8	第2	2	(1)	ア (7)	「県内企業の参画を積極的に図る」とありますが、県内企業が構成企業、協力企業、その他参画企業のいずれかにて参画するという理解で宜しいのでしょうか。	事業者の提案とします。	
25	地域性	8	第2	2	(1)	ア (7)	「多目的広場は、ウォーターフロントパークと一体的な景観となり、連携した活用が可能となるよう施設の配置に配慮すること。」との記載あり、かつ別紙9として「諸室関連イメージ図」が入札公告時まで公表予定となっておりますが、今後、建物と多目的広場の配置を規定するようなゾーニング参考図が公表される予定でしょうか。	建物と多目的広場の配置は規定しません。事業者の提案とします。	

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答	
		頁	項目						
26	地域性	8	第2	2	(1)	ア	(7)	「県が保管する2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に提供したかごしま材（CLT部材等）約80㎡（9cm厚，約9㎡）を効果的に活用すること」と記載されておりますが，もともとどのように使用されていたのでしょうか。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時に，ビレッジプラザの床の仕上材やゲート戸袋として活用されていました。
27	地域性	8	第2	2	(1)	ア	(7)	提供木材の現状確認はできますか	鹿児島県森林組合連合会の製品事業部倉庫（霧島市隼人町真孝）で保管しているため，同連合会に連絡の上，現状確認を行うことは可能です。
28	環境負荷低減性	9	第2	2	(1)	イ		環境負荷低減性について，具体的な環境性能の目標値等があれば御教示ください。	入札公告時までにお示しします。
29	防災性に関する基本的要件	10	第2	2	(1)	ウ		災害発生時における対応施設として，要求水準書案記載の内容以外に施設整備・運営維持管理業務それぞれ具体的に求めることがあればお知らせください。また県の緊急一時避難施設に指定される予定という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の内容以外に，現時点で見込まれる具体的な業務はありません。指定避難所の指定は，法令に基づき市町村が行うこととされており，指定の有無については，今後の検討となると考えています。
30	防災性に関する基本的要件	10	第2	2	(1)	ウ		（カ）に浸水・冠水対策に配慮する旨の記載がありますが，地盤面の嵩上げまでの対策も想定されていますでしょうか。また，災害時の指定緊急避難場所等としての想定はありますでしょうか。	浸水・冠水対策の手法については，事業者の提案とします。指定緊急避難場所等としての想定はありません。
31	塩害対策	10	第2	2	(1)	ウ	(7)	重耐塩仕様について具体的に基準等を御教示いただけますでしょうか。	事業者の提案とします。
32	利用者に対する安全性	11	第2	2	(1)	エ	(4)	アリーナの施設特性に鑑み，床の弾力性や表面粗度等に配慮することとありますが，実施方針にある「屋内競技の中核」や「アスリートにとって，ここから全国・世界に羽ばたいていくシンボリックな施設」であることから，特に床の弾力性については，アスリートファーストとなる定量的な仕様（別紙10）でお示しされるという理解で間違っておりませんか。	入札公告時までにお示しします。
33	利用者に対する安全性	11	第2	2	(1)	エ	(4)	アリーナの床材に関しては多目的利用を考慮し，フレキシブルな運用が可能なポータブルフロア（仕上：コンクリート＋表面強化剤）とすることも可能ですでしょうか。	入札公告時までにお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
34	機能性に関する基本的要件	11	第2	2	(1)	オ	「イベント時の滞留空間だけでなく飲食等にも対応できるエントランス・ホワイエ等を整備すること」とありますが、運営管理上、エントランス・ホワイエ等に飲食物を持ち込む場合は、当空間を貸出し営業する場合に限ることとして宜しいでしょうか。	エントランス・ホワイエ等は、当空間を貸出し営業する場合に限らず、常に飲食等に対応することを想定しています。
35	利便性	11	第2	2	(1)	オ (7)	「土足エリアと土足禁止エリアを適切に区分することにより、利用しやすく、維持管理・運営が容易な施設とすること。」とありますが、今後諸室性能表等で上下足の区分が提示される予定でしょうか。或いは事業者の提案によるかと考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案とします。
36	ユニバーサルデザイン・インクルーシブデザイン	12	第2	2	(1)	オ (4)	パラスポーツに関するお考えはございますでしょうか。お考えがある場合、主にどのような競技（車イス関係など）を実施か御教示ください。	パラスポーツ競技にも対応できる施設となることを想定していますが、具体的な仕様は事業者の提案とします。
37	情報化対応性	13	第2	2	(1)	オ (7)	ICT・IoTなどの先進的な技術については、将来において対応可能とする設えの導入になりますでしょうか。それとも現時点で対応可能な技術の導入になりますでしょうか。ご想定を御教示いただきたく存じます。	事業者の提案とします。
38	車両出入口	14	第2	2	(2)	イ	敷地周囲の臨港道路の港湾関係車両の通行量等がわかる資料があれば提供頂きたい。	港湾関係車両に限った資料はありませんが、周辺道路の交通量等がわかる資料であれば、提供可能です。
39	諸室の配置等計画	15	第2	2	(2)	エ	事業者決定後速やかに県及び関係団体と協議することとありますが、関係団体との協議に関しては貴県も同席する認識でよろしいでしょうか。	事業者にて対応をお願いします。県は、必要に応じて同席します。
40	アリーナ	15	第2	2	(2)	オ	アリーナの要件において、床材（木材・コンクリート）の指定がございませんが、今後お示し頂く予定との理解でよろしいでしょうか。提案事業者によって床材が異なる場合、費用や用途が大きく異なるなど、公平な審査ができないと危惧しておりますので、鹿児島県様でご指定頂きたく存じます。	入札公告時までにお示しします。
41	アリーナ	15	第2	2	(2)	オ	床の仕様については、入札公告前の公表いただけないでしょうか。	入札公告時までにお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	項目							
42	アリーナ	15	第2	2	(2)	オ		想定されるメインアリーナの利用割合は、スポーツ利用と多目的利用の割合を御提示頂けないでしょうか。	基本構想p.9「《参考》需要予測調査結果について」を御参照ください。	
43	メインアリーナ	16	第2	2	(2)	オ	(ア)	MICE利用時は養生をする想定か	事業者の提案とします。	
44	メインアリーナ	16	第2	2	(2)	オ	(ア)	-	観客席の固定席・可動席の割合を御教授ください。	入札公告時までにお示しします。
45	サブアリーナ	16	第2	2	(2)	オ	(イ)	MICE利用時は養生をする想定か	事業者の提案とします。	
46	武道場	16	第2	2	(2)	カ		MICE利用時は養生をする想定か	事業者の提案とします。	
47	武道場	16	第2	2	(2)	カ		武道場を分割利用することが想定されていますが、更衣室も分割利用が求められますでしょうか。	事業者の提案とします。	
48	弓道場	17	第2	2	(2)	キ		弓道場は屋内と屋外どちらを想定しておりますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。	
49	その他諸室	17	第2	2	(2)	ク		サービス（売店）の詳細を御教示ください。また、利便施設としての運営という理解で良いでしょうか。	サービス（売店）の内容は事業者の提案とします。利便施設として、若しくは自由提案施設としての運営のいずれも可能です。	
50	その他諸室	17	第2	2	(2)	ク		売店の想定はあるか。（飲食かスポーツ用品か）	事業者の提案とします。	
51	その他諸室	17	第2	2	(2)	ク		その他諸室の規模はどの程度を想定されていますでしょうか。	入札公告時までにお示しします。	
52	全般的事項	18	第2	2	(4)	ア	(ア)	「エコマテリアル電線の採用等を積極的に行うこと」とありますが、環境への配慮は社会的に非常に重視されるポイントとなります。本項目は事業者提案とせず、「原則エコマテリアル電線を採用すること」と定めるよう御検討いただけますでしょうか。	現行の記載のとおりとします。	
53	構内交換設備	19	第2	2	(4)	ア	(イ)	g	「必要各室に内線電話を設置すること」とありますが、必要各室を御教授下さい。	入札公告時までにお示しします。
54	構内情報通信網設備	19	第2	2	(4)	ア	(イ)	h	WiFi環境の性能（速度や品質等）の基準を御教授下さい。	事業者の提案とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	項目							
55	防犯管理設備	20	第2	2	(4)	ア	(イ)	m	「非常通報装置、連絡用インターホン、監視カメラ、防犯センサー、電気錠、入退室管理システム等の装置を設置」とありますが、防犯管理設備は全て所有権を貴県に移管する必要がありますのでしょうか。防犯管理設備については警備業務との関連もありますので、事業者や警備会社等の所有設備を運用する提案をお認めいただけますでしょうか。	事業期間中、事業者の提案としますが、事業終了後は、設置した各種機器類は全て、県に無償譲渡となります。
56	AED設備	23	第2	2	(4)	ウ	(イ)	h	AEDの所有権を貴県へ移管せず事業者等が所有したまま運用する提案をお認めいただけますでしょうか。	No. 55を御参照ください。
57	駐車場・駐輪場	23	第2	2	(5)	イ			駐車場について、本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増により機能代替を検討する。との記載がありますが、施設に整備する駐車場110台・催事の際の多目的スペースを利用した駐車場の他に見込む台数について御教示ください。また、県営駐車場については既存の駐車場と同様に24時間営業という理解でよろしいでしょうか。	お尋ねの「本施設周辺の県営駐車場の収容台数の増による機能代替の検討」については、住吉町15番街区に整備する駐車場を想定しています。営業時間を含めた住吉町15番街区に整備する駐車場の取扱いについては、検討の上、入札公告時までにお示しします。
58	駐車場・駐輪場	23	第2	2	(5)	イ			敷地内に設置する駐車場・駐輪場の使用料は、事業者収入に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。また、利用料金については、事業者が設定するとの認識でよろしいでしょうか。別途住吉町15番街区に整備が予定されている駐車場、及び周辺の県営駐車場の利用料金との整合を図る必要はあるのでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、入札公告時までにお示しします。
59	駐車場・駐輪場	23	第2	2	(5)	イ			サイクルステーションの必要台数を御教授ください。	事業者の提案とします。
60	駐車場・駐輪場	23	第2	2	(5)	イ			駐車場は管制による時間貸しの運用を想定されていますでしょうか。	時間貸しを想定しています。詳細は、入札公告時までにお示しします。
61	駐車場・駐輪場	23	第2	2	(5)	イ			「車両：平面駐車100台程度(事業者(従業者)用駐車場を含む)」とありますが、全体のうち事業者(従業者)用駐車場として割り当てるべき台数の割合を御教示頂けますでしょうか。	事業者の提案とします。
62	駐車場・駐輪場	23	第2	2	(5)	イ			「興行利用時の臨時バスの運行を想定し、バスへの乗降場や乗客の待機場所を確保すること」と記載されておりますが、臨時バスの乗降場は何台程度検討されていたのでしょうか。	事業者の提案とします。



■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
63	駐車場・駐輪場	23	第2	2	(5)	イ		サイクルステーションとして対応できるような機能とは貴県WEBサイトにある「かごしまサイクルステーション」の登録対象施設としての条件を整備面・運営面で求めているという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
64	多目的広場	24	第2	2	(5)	ウ		臨時駐車場の確保台数や芝生面積等の基準があればお示ください。	臨時駐車場としては、300台程度を想定しています。芝生面積等については、事業者の提案とします。
65	外構計画 その他	25	第2	2	(5)	ケ		ランニング、ウォーキングのコースは、P24記載の多目的広場に設置するとの理解で宜しいでしょうか。また、必要な周回の長さ等あれば御教授下さい。	事業者の提案とします。
66	外構計画 その他	25	第2	2	(5)	ケ		フラッグポールの設置場所を御教示ください。（位置、屋内、屋外等）	事業者の提案とします。
67	要求水準確認報告書	25	第2	3	(1)	イ	(イ)	「施工段階の主要な部位の施工後」とは具体的に何を指すか御教示下さい。	基礎、躯体、防水、外装等の施工完了時などを想定していますが、具体的には、事業者と協議の上、決定します。
68	コスト管理計画書等の作成・提出	26	第2	3	(1)	ウ		コスト管理計画書を提出する「建設工事途中」とは、建設工事期間の年度末を区切りとするとの理解で宜しいでしょうか。	施工中の変更事項が発生した場合など、適宜提出していただきます。
69	コスト管理計画書等の作成・提出	26	第2	3	(1)	ウ		コスト管理計画書の内訳明細について、設計進捗の各段階においてレベル感（数量、単価、金額など）が異なることが想定されます。特に基本設計着手前においては、細かな仕様や数量など詳細が未定の可能性が高いと思いますので、各段階に応じて順次コスト管理計画書の精度を高めていくという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
70	事前調査業務 要求水準	26	第2	3	(2)	イ		建設工事に先立ち事前協議すべき近隣地区住民及び港湾関係者の具体的な協議先をお示ください。また、関係者との協議にあたっては、御県のご協力をお願い致します。	具体的な協議先については、事業者の選定後、県との協議の上決定します。
71	工事監理	30	第2	3	(3)	イ	(ウ)	「工事監理業務は常駐とし」とありますが、工事進捗状況に応じて常駐することとさせていただけないでしょうか。	着工時から、竣工引き渡しまで常駐とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答	
		頁	項目						
72	工事監理	30	第2	3	(3)	イ	(ウ)	「工事監理業務は常駐監理」とありますが、要求水準を満足することを前提に「常駐監理」を必須とせず、監理方法については事業者提案とすることは可能でしょうか。	No.71を御参照ください。
73	工事監理	30	第2	3	(3)	ウ	(ウ)	「工事監理業務は常駐監理」とありますが、非常勤監理の可能性はありますでしょうか。また、常駐監理が必須の場合、常駐期間は体育館本体工事の建設期間との理解でよろしいでしょうか。 (準備工事の他、本体工事以降に外構整備や付属棟建設が残る場合は重点監理にて対応)	No.71を御参照ください。
74	工事監理	30	第2	3	(3)	ウ	(ウ)	「工事監理業務は常駐監理とし、その内容は、「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とすること」とありますが、具体的な業務内容について記載がありません。国土交通省告示98号標準業務内容および工事監理ガイドラインに準拠し、立会い確認「書類確認」「抽出による確認」を対象工事に応じて合理的に行うとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
75	什器・備品等の調達・設置	33	第2	3	(6)	エ		「別紙13什器・備品リスト」に示していない什器・備品等については選定事業者の提案、トレーニング室の什器・備品等については、トレーニング室の運営内容に沿った必要な什器・備品等を提案と各々記載がありますが、所有者は貴県、事業者のどちらか御教授下さい。	「別紙13什器・備品リスト」に示していない什器・備品等についても、事業終了後、県に無償譲渡となります。
76	総括責任者及び開業準備業務責任者等の配置	35	第3	1	(3)			総括責任者と開業準備業務責任者は兼務可能でしょうか。また、常駐・非常駐に関しては提案によるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段についても、御理解のとおりですが、総括責任者又は各業務責任者が事故・病気等により長期間欠ける場合は、速やかに新たな責任者を充ててください。
77	予約システム整備業務	36	第3	2	(3)			メインアリーナ・サブアリーナも予約システムで予約できるようにする必要があるか。	御理解のとおりです。
78	予約システム整備業務	36	第3	2	(3)			予約システムは事業期間中、事業者が使用する前提でよろしいでしょうか。事業終了後、県に譲渡する必要がありますでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、事業終了後、県に無償譲渡となります。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
79	予約システム整備業務	36	第3	2	(3)		施設予約システムを独自に整備するとのことですが、貴県のHPや他施設の予約システムとの連携の必要性について御教示下さい。	必ずしも連携する必要はありません。
80	事前広報活動	36	第3	2	(4)	イ (7)	「開業の6か月前までに本施設のパンフレット等及びインターネットホームページを作成し」とありますが、開業準備期間は令和11年4月1日～6月末日のため、適宜それに先立って開業準備業務を行ってもよいという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
81	開館式典及び内覧会	37	第3	2	(4)	イ (7)	内覧会は、開館式典のみに行う想定か。	事業者（SPC）の提案とします。 詳細については、事業者の選定後、県との協議の上決定します。
82	開館記念イベント	37	第3	2	(4)	イ (7)	開業準備業務の費用算出に影響するため、開館式典の規模等の想定を御教示いただきたく存じます。	No.81を御参照ください。
83	開館式典及び内覧会	37	第3	2	(4)	イ (7)	事業費積算のため、開館式典および内覧会の想定規模を示して頂けますでしょうか。	No.81を御参照ください。
84	開業準備期間中の維持管理業務	37	第3	2	(5)		利用者等も基本的にはいない中での維持管理業務となるため、例えば清掃等については事業者の提案により開業後と異なる仕様で対応することも、要求水準を満たす限りに置いては可能という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
85	開館時間	38	第4	1	(4)	イ	多目的広場及び自由提案施設開館時間は、選定事業者の提案とするとありますが、多目的広場及び自由提案施設の開館時間が午前9時から午後8時の範囲を超える場合や、回遊性に配慮した提案、利便性向上の観点から24時間営業等、営業時間の提案はお認め頂けますか。	事業者の提案とします。
86	スポーツ・コンベンションセンター及び本施設用地内駐車場・駐輪場	38	第4	1	(4)	イ (7)	8:30～21:00以外で利用する場合は、貴県の承諾が必要だが、例えば1か月まとめて申請をして承諾を得る方法でも構わないか。	詳細については、事業者の選定後、県との協議の上決定します。
87	業務を担当する従業員の配置	39	第4	1	(6)		各業務責任者は、必ずしも施設に常駐することを必須としないという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、各業務責任者が事故・病気等により長期間欠ける場合は、速やかに新たな責任者を充ててください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
88	総括責任者及び各業務責任者	40	第4	1	(6)	ア	「総括責任者は、施設の維持管理・運営業務を総括するため、SPC又は維持管理業務を担う企業又は運営業務を担う企業が直接雇用する正社員を配置すること」と記載されておりますが、統括責任者が総括責任者を兼任することはできるのでしょうか。	御理解のとおりです。
89	総括責任者及び各業務責任者	40	第4	1	(6)	ア	責任者の兼務等については提案により認められるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
90	業務担当者	40	第4	1	(6)	イ	防火管理者については維持管理業務の従事者に限らず、運営業務の従事者から選任することも認められるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
91	基本計画	41	第4	1	(8)	ア (ア)	初年度の基本計画については業務開始の1か月前までの提出でよろしいでしょうか。	基本計画は、維持管理・運営業務の開始6か月前まで、年度実施計画は、各年度の業務着手1か月前までに提出することとしています。
92	用語の定義	43	第4	2	(1)		修繕について、日常の修繕・更新工事を意味し、大規模修繕については本事業の範囲外という理解で宜しいでしょうか。	本施設等が正常に機能するために必要な修繕・更新は、規模の大小に関わらず全て実施してください。
93	動力設備・受変電設備・自家発電設備	47	第4	2	(4)	ウ (イ)	識別に関して、識別方法の指定はないと認識して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
94	通信（電話・情報・テレビ共同受信等）	47	第4	2	(4)	ウ (ウ)	県が現時点でバックアップが必要と考える設備があれば御教示ください。	事業者の提案とします。
95	備品等保守管理業務	48	第4	2	(5)		備品は県が所有権を保有すると解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書（案）p.33の「第2_3_(6)_イ_(イ)」を御確認ください。
96	除雪及び降灰除去業務 要求水準	49	第4	2	(7)	ウ	降灰除去後の降灰処理に使用する袋は貴県より支給され、指定の集積所等に持ち込み処理頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、指定場所は本施設内に事業者により指定可能でしょうか。もしくは県より敷地外に集積場所を指定される予定でしょうか。	敷地内の除去業務は、業務範囲です。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
97	除雪及び降灰除去業務要求水準	49	第4	2	(7)	ウ	降灰除去、降灰除去後の処理が必要となる降灰実績について過去3年分程度御教示下さい。また、過去実績から想定しうる降灰除去・処理回数・規模から大幅に上回った場合は不可抗力として取り扱って頂けるという理解でよろしいでしょうか。	過去の降灰実績については、県が公表する「桜島降灰量観測結果」を御参照ください。不可抗力リスクの負担については、リスク分担表に示すとおりです。
98	長期修繕計画の作成・提出	50	第4	2	(8)	ウ (カ)	『長期修繕計画』の作成対象期間を御教示ください。	供用開始から11年目以降、事業期間終了後30年間を対象とします。
99	清掃業務	52	第4	2	(10)		日常清掃及び定期清掃において、諸室ごとに想定されている清掃頻度や清掃可能時間などがあれば御教示ください。	事業者の提案とします。
100	警備業務要求水準	54	第4	2	(12)	ウ	必要に応じて有人警備を行うこととありますが、警備業法に定義されるの『警備員』である必要がありますでしょうか。また、他の業務との兼務は可能でしょうか。	要求水準を満たす限り、必ずしも警備業法に定義される「警備員」である必要はありません。後段については、他業務との兼務は可能です。
101	警備業務要求水準	54	第4	2	(12)	ウ	警備業務における有人警備に関しては、必ずしも警備業法に基づく制服を着用した警備員を配置することではないとの理解でよろしいでしょうか。	No.100を御参照ください。
102	警備業務要求水準	54	第4	2	(12)	ウ	「大会時等には、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること」とありますが、大会時等は各主催者が主体となって警備体制を整え、管理者はそれに追従することと認識しておりますが如何でしょうか。	御理解のとおりです。
103	警備業務要求水準	54	第4	2	(12)	ウ	大会時やイベント開催時等において有人警備を実施する必要があると判断される場合は主催者に配置することを求めることが認められるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
104	混雑時の対応	56	第4	3	(2)	イ	「多くの来場者が予想される場合は、誘導員を適切に配置する…またイベント主催者等に対しても同様の対応を行うよう促すこと」とありますが、イベント時等は各主催者が主体となって警備体制を整え、管理者はそれに追従することと認識しておりますが如何でしょうか。	御理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
105	混雑時の対応	56	第4	3	(2)	イ	誘導員・警備員の配置は事業者より施設の責任者としてイベント主催者に求めることが可能（事業者は取りまとめ）という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
106	県主催事業等への協力	56	第4	3	(2)	ウ (イ)	県等が実施する大規模大会等の開催時における施設の運営業務への協力について、減免等利用料金の取り扱いや施設利用の優先順位についての協議はどのようにお考えで、どのタイミングで示されるかを教えてください。	入札公告時までにお示しします。
107	県主催事業等への協力	56	第4	3	(2)	ウ (イ)	県等が実施する大規模大会等の施設運営に協力する際、追加で従事者が必要な場合は、追加費用を負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	追加従事者が必要となる運営協力を求めることは想定していません。
108	県主催事業等への協力	56	第4	3	(2)	ウ (イ)	災害時の避難所運営に協力した際に残業等が発生した場合は、別途請求することが可能という理解でよろしいでしょうか。	県と事業者で協議して決定します。
109	県主催事業等への協力	56	第4	3	(2)	ウ イ	「選定事業者は、県等が実施する大規模大会等の開催時における施設の運営業務に協力すること」と記載されていますが、年間何回程度を想定されているのでしょうか。	基本構想p.9「《参考》需要予測調査結果について」を御参照ください。
110	備品貸出等に関する主な業務	57	第4	3	(3)	ア (ウ)	大規模大会時に使用する備品（柔道畳等）について、その品目と利用料金については、別紙13～14で示されるとの理解でよろしいですか。	御理解のとおりです。
111	利用者の決定に関する業務	57	第4	3	(3)	イ	利用者を決定する利用調整会議については、選定事業者が運営し、公平性を担保した上で決定するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
112	利用者の決定に関する業務	57	第4	3	(3)	イ	利用調整会議では、どれくらいの日数を確保する想定でしょうか。県大会等すでに想定されるものがございましたら、御教示ください。	前段については、入札公告時までにお示しします。後段については、基本構想p.9「《参考》需要予測調査結果について」を御参照ください。
113	教育研究機関等と連携した最新のスポーツ科学の情報発信・実践的指導の提供業務	58	第4	3	(4)		本業務については、記載のとおり、機関等と連携を図りスポーツ教室等を実施すること、およびスポーツ科学の研究に関する成果等を提供する機会を設けること、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項目				
114	スポーツ関係者の交流・ネットワーク拠点運営業務	58	第4	3	(7)	ミーティングルームを諸室のどこに位置づけ、優先的に利用できる競技団体（現在、体育センター内に事務所を構える弓道・剣道連盟・部活動地域移行・ボランティア育成団体）などスポーツ関係者の定義については、県がお示しいただけるのかを教えてください。	ミーティングルームの位置づけについては、入札公告時までにお示しします。 スポーツ関係者の定義などの詳細については、事業者の選定後、県との協議の上決定します。
115	スポーツ関係者の交流・ネットワーク拠点運営業務	58	第4	3	(7)	競技団体などの事務スペースについては、専用の諸室を整備するのか。または会議室等を優先的に貸し出せばいいのか。御教示ください。	競技団体などの交流・事務スペースとしてミーティングルームを設置してください。 ミーティングルームは競技団体などが優先的に使用しますが、競技団体以外に貸し出すことも可能とします。
116	スポーツ関係者の交流・ネットワーク拠点運営業務	58	第4	3	(7)	競技団体の事務スペースは団体の利用のない場合は一般に貸し出しをしてもよろしいでしょうか。	No.115を御参照ください。
117	スポーツ関係者の交流・ネットワーク拠点運営業務	58	第4	3	(7)	「ミーティングルームを設置し、競技団体などスポーツ関係者が優先的に使用することとする」とありますが、競技団体などスポーツ関係者が自由に利用するのではなく、事業者にて予約受付が必要との想定でしょうか。予約利用が無い場合は、貸し出し等の利用が可能との想定でしょうか。	御理解のとおりです。
118	スポーツ関係者の交流・ネットワーク拠点運営業務	58	第4	3	(7)	競技団体が利用する頻度、その際の料金徴収の考え方をお示しくください。利用料収入計画に反映する必要があると考えます。	必要に応じて、事業者選定後に競技団体などの利用頻度等を聴取する機会を設けることも想定しています。 料金徴収の考え方については、入札公告時までにお示しします。
119	周辺地域との連携業務	59	第4	3	(10)	御記載の内容より、様々な団体との協議が必要な理解ですが、協議会等の設置は御検討しておりますでしょうか。	事業者の選定後、県との協議の上決定します。
120	駐車場（本施設用地内駐車場）	60	第4	3	(11) ア	多くの来場者が予想される場合は、誘導員を適切に配置等の記載がございますが、これらの対応はイベント主催者と連携し対応するとの理解（事業者での対応が必須ではない）でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
121	駐車場・駐輪場管理運営業務	60	第4	3	(11)	駐車場・駐輪場は利用者（大会等の主催者を含む）より料金収受することは可能ですか。	御理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項目						
122	駐車場（本施設用地内駐車場）	60	第4	3	(11)	ア		イベント時における警備については、イベント主催者側で対応するケースも想定されます。本業務は必ずしも事業者にて実施すべきではなく、イベント主催者との連携を行うことで要求水準を達成すると解釈して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
123	駐車場（本施設用地内駐車場）	60	第4	3	(11)	ア		駐車場管理規定を定め、常時、駐車場内の監視を行うこととありますが、常駐者による監視という意味でしょうか。	事業者の提案とします。
124	駐車場（本施設用地内駐車場）	60	第4	3	(11)	ア		「多くの来場者が予想される場合は…安全の確保について対応を行うこと。また、イベント主催者に対しても同様の対応を行うよう促すこと」とありますが、イベント時等は各主催者が主体となって警備体制を整え、管理者はそれに追従することと認識しておりますが如何でしょうか。	御理解のとおりです。
125	大会開催時における管理運営業務	60	第4	3	(11)	ア	(ア)	「大会等の開催に当たり、駐車場が不足する場合は、選定事業者は周辺施設及び関係者と協議すること」の記載については主催者と連携して協議・対応するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
126	利便施設運営業務	61	第4	3	(12)			利便施設運営事業と自由提案施設の違いを御教示ください。	利便施設運営業務とは、要求水準を遵守し、民間事業者が必須で行う業務です。 自由提案施設とは、選定事業者の自由提案により本施設等と一体又は独立して整備する施設です。 自由提案事業とは、事業者の提案に基づき実施する事業で、実施は任意です。
127	利便施設運営業務	61	第4	3	(12)			機能は飲食施設と自動販売機のどちらかの実施が必須という理解で良いですか。	飲食提供施設と自動販売機の両方の実施が必須です。
128	自由提案事業	62	第4	3	(13)			「自由提案事業は、事業者が実施することとし、別途事業主体を設立して実施することや第三者に転貸することは認めない。」と記載がございしますが、ここでいう事業者とは構成員又は協力企業という理解でよろしいでしょうか。	ここでいう事業者は、SPCを指します。
129	自由提案事業	62	第4	3	(13)			「ただし、県と事業者との間で協議を行い、県の確認を取った場合は、～」との記載がございしますが、意見交換会や競争的対話の際に確認すればよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。



■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	項目				
130	自由提案事業	62	第4	3	(13)	「意見交換会や競争的対話の場において、あらかじめ県に提案する事業内容について、確認を取る」とについて、事業提案後もしくは事業開始後に自由提案の事業内容を変更することは可能でしょうか。	提案による自由提案事業の事業内容は原則事業期間中実施することとなります。やむを得ない状況となった場合には、事業者と県で協議の上変更することは可能です。
131	自由提案事業	62	第4	3	(13)	「自由提案事業は、事業者が実施することとし、別途事業主体を設立して実施することや第三者に転貸することは認めない。ただし、県と事業者との間で協議を行い、県の確認を取った場合は、構成員又は協力企業に業務委託して実施することは可能とする。」とありますが、自由提案事業を業務委託として実施する場合、自由提案施設を事業者（SPC）が所有するため、不動産取得税や固定資産税等を事業者（SPC）が負担することとなります。また、自由提案事業の売上が自由提案事業実施企業ではなく事業者（SPC）に帰属することにより、自由提案事業の収支変動リスクを事業者（SPC）が負うことになるため、スポーツ・コンベンション施設や他施設の事業継続性に重大な影響を与える恐れがあります。このリスクを回避するために、事業者から自由提案事業実施企業に対して、借地権の転貸や別事業主体のSPC設立を認めることは可能との理解で宜しいでしょうか。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時までにお示しします。
132	自由提案事業	63	第4	3	(13)	自由提案事業実施企業は、構成企業か協力企業での参加が必要になっています。（要求水準P62の条件）2029年度の開業の為、企業によっては入札段階での参画確定が難しいと考えます。自由提案事業実施企業は、本事業のコンソーシアムに入らなくても事業参画できるという理解で宜しいでしょうか。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時までにお示しします。
133	自由提案事業	62	第4	3	(13)	ファミリーシートの設置や足湯等の収入が見込めない事業をサービス購入費の構成に含めてはいただけませんか	自由提案事業は独立採算で行うため、事業実施に係る費用をサービス購入費に含むことは想定していません。
134	自由提案事業	62	第4	3	(13)	自由提案事業は利便施設運営事業で必須とされる飲食施設又は自動販売機以外の独立採算で実施する事業を指し、実施についても必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
135	自由提案施設の整備	63	第4	3	(13)	ウ	<p>利便施設と自由提案事業における付帯事業の違い、定義を御教示下さい。</p>	<p>利便施設運営業務とは、要求水準を遵守し、民間事業者が必須で行う業務です。 自由提案施設とは、選定事業者の自由提案により本施設等と一体又は独立して整備する施設です。 自由提案事業とは、事業者の提案に基づき実施する事業で、実施は任意です。</p>
136	自由提案施設の整備	63	第4	3	(13)	ウ	<p>自由提案施設を一体で整備する場合の、全体延床面積は30000㎡程度とする必要はありますでしょうか。</p>	<p>自由提案施設を一体で整備する場合でも全体延床面積は30,000㎡程度とさせていただきます。</p>
137	自由提案施設を本施設とは独立して整備し、付帯事業を実施する場合	63	第4	3	(13)	ウ (ア)	<p>自由提案施設を本施設とは独立して整備する場合、自由提案施設の所有者は自由提案施設の実施事業者でも問題ないとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>自由提案施設を独立して整備する場合、施設の所有者は事業者（SPC）となります。</p>
138	ネーミングライツ	63	第4	3	(13)	オ	<p>事業者にてネーミングライツを募集した場合、その収入は事業者が収受するとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>入札公告時までにお示しします。</p>
139	ネーミングライツ	63	第4	3	(13)	オ	<p>ネーミングライツの提案有無によって評価が大きく変わる可能性を想定しています。ネーミングライツに関する評価の考えを御教示下さい。</p>	<p>入札公告時にお示しします。</p>
140	ネーミングライツ	63	第3	-13		オ	<p>ネーミングライツについては現状、事業者の判断によって提案が可能と読み取れますが、本事業外としていただくことは可能でしょうか。提案の有無により審査基準にどう影響するのか等、公平な審査が難しいものと考えますので、ネーミングライツについては本事業外または事業者決定後の協議としていただきたく存じます。</p>	<p>入札公告時までにお示しします。</p>
141	自由提案施設に係る費用負担	64	第4	3	(13)	キ	<p>自由提案施設を本施設と一体のものとして整備する場合の整備に係る費用負担について、県負担分の費用はサービス購入費とは別途支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また、整備に係る費用は、県への施設引渡後一括で支払われるのか、割賦（金利県負担）で支払われるのか御教示ください。</p>	<p>入札公告時にお示しします。</p>

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項目					
142	自由提案施設に係る費用負担	64	第4	3	(13)	キ	自由提案施設を本施設と一体のものとして整備する場合の整備に係る費用負担について、事業者負担分の所有権は自由提案事業実施企業に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者（SPC）となります。
143	契約又は覚書等	66	第5	2	(4)	イ	貴県が「特定事業者の経営に影響が少ないもの」と判断される基準などがありましたら御教示ください。	提案内容に応じて判断します。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	質問	回答
1	別紙3 敷地測量図	現状地盤レベルがわかる資料があればお示しいただけませんか。	令和4年度に実施した整備予定地地盤調査結果( <a href="https://www.pref.kagoshima.jp/acl2/documents/99850_20230106094928-1.pdf">https://www.pref.kagoshima.jp/acl2/documents/99850_20230106094928-1.pdf</a> )を御参照ください。
2	別紙6 地中埋設物リスト	お示し頂いた地中埋設物につきまして、全撤去する場合の費用も事業費の中に見込まれていると考えて宜しいでしょうか。	撤去するか否かは事業者の提案とします。
3	別紙6 地中埋設物リスト	お示し頂いた地中埋設物につきまして、全撤去する場合の費用が事業費の中に見込まれている場合、金額を明示頂けると考えて宜しいでしょうか。	事業費の詳細な構成・金額について、提示することは想定していません。
4	別紙6 地中埋設物リスト	お示し頂いた地中埋設物につきまして、全撤去する場合の費用が事業費の中に見込まれていない場合、別途実費精算頂けると考えて宜しいでしょうか。	No.2を御参照ください。
5	別紙6 地中埋設物リスト	お示し頂いた地中埋設物につきまして、計画に支障がない箇所につきましては残置したままで事業を行い、残置のままで事業を終了しても宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	別紙6 地中埋設物リスト	ケーソン(コンクリート)や鋼製矢板などの地中埋設物は、新設建物の着工時まで撤去される予定でしょうか。	撤去の予定はありません。
7	別紙8 提供木材リスト	別紙8 提供木材リストについて、リストの木材についてどのように保管されているか詳細を御教示いただくことは可能でしょうか。 また、要求水準書に記載の通り、約80㎡(9cm厚、約9㎡)の大きさの木材がそれぞれリスト記載の数量が保管されているとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、鹿児島県森林組合連合会の製品事業部倉庫(霧島市隼人町真孝)において、雨風が防げる状態で保管していますが、湿度管理等は行っておりません。 後段については、御理解のとおりです。
8	添付資料	別紙、参考資料を早めに公表していただきたい	御意見として賜ります。別紙については、適宜公表予定です。
9	別紙 (添付資料)	入札公告時までに公表予定となっています別紙の公表時期は、いつ頃になりますでしょうか。施設計画に関する資料は早期に公表をお願いいたします。	No.8を御参照ください。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	質問	回答
10	入札公告時までに公表予定の別紙について	入札公告時までに公表予定とされている別紙について、公表時期はいつ頃になりますでしょうか。施設整備計画や運営計画に大きく影響するため、早めに御提示頂きたく存じます。	No.8を御参照ください。
11	(添付資料)	別紙7, 別紙9~17, 参考資料の一部について「入札公告時までに公表予定」とありますが、提案検討を進めるうえで重要な要素となります。入札公告を待たず公表頂く事と思いますが、具体的な公表予定時期を資料毎に御教示ください。	No.8を御参照ください。
12	添付資料	別紙7, 9, 10, 11, 13の公表時期を御教授ください。施設計画の検討に大きく影響する内容と考えております。	No.8を御参照ください。
13	添付資料	別紙7・9・10・11・13・14・15・16についてですが、入札公告時までに公表とありますが、プラン、提案を検討する上で大きな要因になりますので、できる限り早い公表をお願いしたいのですが、いつ頃の予定でしょうか。	No.8を御参照ください。
14	添付資料	添付資料は入札公告時までに公表とのことですが、いつ頃公表する想定でしょうか。特に施設計画に係わる添付資料については、早期の公表をお願い致します。	No.8を御参照ください。
15	添付資料	別紙7アリーナレイアウト仕様についてですが、アリーナの床材についての考え方は具体的に示されるのでしょうか。床材の考え方で建設費に大きな影響があります。	入札公告時までにお示しします。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所						意見	回答案
		頁	項目						
1	維持管理・運営の対価	5	1	(1)	シ	(ア)	c	水光熱費について、近年水光熱費の変動が激しいことから、開館から3年間は使用量見極めの為に実費精算とし、3年間の実績を基にその後の水光熱費を決定することとさせていただくのはいかがでしょうか。 他のPFI事業においても同様の仕組みを採用している事例があります。	光熱水費については、物価変動に基づいて改定を行う予定です。 改定方法については、入札公告時にお示しします。
2	選定の方法	6	2	(1)	イ			総合評価一般競争入札方式について、自由提案が設備やサービスに加え施設（本施設と独立の場合）もあり、事業者によって入札金額に大きな差が出る可能性があります。入札公告時は予定価格の公表に加え、価格点と非価格点の得点算出式および審査基準（審査の視点）を明確化した方が良くと思います。また、ダンピングの防止と長期にわたる本事業の安定した運転を確保する観点から、定量化限度額の設定があった方が良くと思います。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。
3	募集及び選定に係る想定スケジュール	7	2	(2)				スケジュールに関しては、現段階では詳細な日付が記載されていないようですが、競争的対話の後、県からの書面による回答を得てから提案内容に反映することとなるため、書面での回答から入札書類提出までの期間を極力確保する必要があります。そのため、提出時期を10月以降に変更いただけないでしょうか。	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。
4	基本協定の締結、仮契約の締結	12	2	(3)	ス			基本協定書において、独禁法違反や談合等により構成員及び協力企業に連帯債務として違約金が課される場合、構成員及び協力企業が自己の受託する業務以外の他社のリスクも負うことになるため、リスクが過大で本事業への参入障壁となります。多くの企業が参加しやすいよう、本事業における独禁法違反及び談合等に限定し、違約金についても連帯債務ではなく帰責性を有する企業間で連帯して違約金を負担する建付けとして頂きますよう御検討をお願い致します。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。
5	基本協定の締結、仮契約の締結	12	2	(3)	ス			基本協定書に関して、民間事業者の参入を促進するためにも、「違約金の負担について範囲を限定する」などを検討くださいますようお願いいたします。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所						意見	回答案
		頁	項目						
6	基本協定の締結、 仮契約の締結	12	2	(3)	ス			基本協定書の有効期間につきまして、事業契約書を締結した時点で基本協定書の目的は達成され、また事業契約締結以降の違約金条項等については事業契約書で別途規定されますため、基本協定書の有効期間は事業契約締結迄として頂けますよう御検討お願い致します。	基本協定には、各構成員・協力企業の役割を記載するため、事業期間と同じ有効期間とすることを想定しています。
7	基本協定の締結、 仮契約の締結	12	2	(3)	ス			基本協定書の有効期間に関して、他案件の事例として事業契約締結以降もその期間が存続するといったケースもございます。本事業については、「事業契約締結までとする」などを検討くださいますようお願いいたします。	No.6を御参照ください。
8	複数参加の禁止	12	2	(4)	ア	(イ)		当該項目における「資本面において関連のある者」「人事面において関連のある者」も(ウ)複数業務の禁止の下段に記載の定義と同様でしょうか。人事面における関連の判断は公平性の観点から代表権の有無に関わらず役員を兼ねている場合についても条件にすべきではないでしょうか。	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。
9	入札参加者の参加 資格要件（共通）	13	2	(4)	イ	(ア)	h	当該項目における「資本面において関連のある者」「人事面において関連のある者」も(ウ)複数業務の禁止の下段に記載の定義と同様でしょうか。人事面における関連の判断は公平性の観点から代表権の有無に関わらず役員を兼ねている場合についても条件にすべきではないでしょうか。	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。
10	入札参加者の参加 資格要件（共通）	14	2	(4)	イ	(ア)	d, e	維持管理および運営業務においては設計業務等と比較し詳細な要件（施設規模等）が示されておりませんが、大規模な事業であり、ノウハウが必要な事業と考えておりますので、一定の要件はお示し頂くべきかと存じます。	御意見として賜りますが、類似事例も踏まえ、現行の記載のとおりとします。
11	入札参加者の参加 資格要件（業務 別）	14	2	(4)	イ	(ア)	d	維持管理業務における参加要件について、事業者が確実な業務履行を行える体制を構築するため、施設規模などの管理実績の詳細要件を設定する必要があると史料します。	御意見として賜りますが、類似事例も踏まえ、現行の記載のとおりとします。
12	設計業務に当たる 者	14	2	(4)	イ	(イ)	a (c)	設計業務の実績について、業務委託の発注先は、民間からの発注も実績として認めて頂きたい。	御意見として賜りますが、類似事例も踏まえ、現行の記載のとおりとします。
13	維持管理業務に当 たる者	16	2	4	イ	(イ)	d	維持管理業務にあたる者の参加資格要件に、建物規模等の実績は記載されていませんが、同規模実績条件の追加の検討をお願いいたします。	御意見として賜りますが、類似事例も踏まえ、現行の記載のとおりとします。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所						意見	回答案
		頁	項目						
14	維持管理業務に当たる者	16	2	4	イ	(イ)	e	運營業務にあたる者の参加資格要件に、建物規模等の実績は記載されていませんが、同規模実績条件の追加の検討をお願いいたします。	御意見として賜りますが、類似事例も踏まえ、現行の記載のとおりとします。
15	参加資格の喪失	17	2	(4)	エ	(ア)		参加資格審査通過後であっても、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合のみ、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充することが可能となっておりますが、参加資格の喪失以外の個社のやむを得ぬ事情により、グループから脱退する場合においても、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充することを可能としていただけないでしょうか。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示します。
16	提案書類の取扱い	17	2	(4)	オ	(ア)		落札者の提案を本事業の公表以外にも活用される場合、落札者のノウハウ等に関り、落札者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは非公表として下さい。	御意見のとおり対応することとしています。
17	提案書類の取扱い	17	2	(4)	オ	(ア)		落札者以外の提案についても本事業の公表には使用される場合、入札参加者のノウハウ等に関り、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは非公表として下さい。	御意見のとおり対応することとしています。
18	別紙 リスク分担表 税制変更リスク	24	6					「選定事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率の変更）、新税の設立に伴うリスク」について事業者ではコントロールできないリスクであり、また事業計画に大きく影響を与えることから、貴県負担にてお願いします。	選定事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率の変更）、新税の設立については、国内の全ての事業法人に適用されるものであるため、現行の記載のとおりとします。
19	別紙 リスク分担表 工事費増大リスク	25	24					不可抗力は、民間事業者ではどうすることもできない項目と思慮します。※2の一定金額以下の事業者負担は、事業者の所掌範囲から外して頂きたくお願いします。	現行の記載のとおりとします。
20	別紙 リスク分担表 不可抗力リスク	25						不可抗力については、感染症の蔓延も含めて頂くようお願いいたします。また、感染症の蔓延により施設稼働率が著しく低下した場合には、県にて利用料収入を補償して頂くよう御検討をお願いします。	疫病に限らず、不可抗力に該当する可能性がある場合は、個別に協議に応じます。
21	別紙 リスク分担表	25, 26						・設計費の物価変動リスク ・建設費の物価変動リスク ・維持管理・運営の物価変動リスク については、すべて県のご負担として頂きたい。	リスク分担表に示すとおりです。



■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所				意見	回答案
		頁	項目				
22	別紙 リスク分担表	25, 26				入札提出書類（提案書）提出後、 ・設計開始までの設計費の物価変動リスク ・新築着工までの建設費の物価変動リスク ・施設開業までの維持管理・運営の物価変動リスク について県でご負担頂きたい。	リスク分担表に示すとおりです。
23	別紙 リスク分担表 物価変動リスク	27				No26, 37の物価変動リスクについて、「一定範囲を超える物価変動については、リスク分担を見直すことを含め検討する」とございますが、昨今の経済情勢より、物価変動（高騰）の影響は自治体及び事業者において大きく、事業継続にも影響しかねない現状がございます。つきましてはスライド条項の適用や、スライド条項適用による物価計算の起算日を事業契約時ではなく、入札公告日とするなど、より実態に即したご対応を御検討頂きたいと存じます。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。 なお、資材価格の高騰等を踏まえた予定価格の検討を行っているところです。
24	別紙 リスク分担表	26				県か事業者か帰責者判定が困難な事象発生時のリスク分担について、対応の記載をお願いします。	入札公告時にお示しします。
25	別紙 リスク分担表 物価変動リスク	26	37			昨今の物価上昇は著しく、特に建設工事はいずれの工種も著しく、1年先であっても事業者にとって非常に大きなリスクとなっています。事業参画に関わる大きなリスクとなりますので、建設物価指数などの明確な基準又は物価変動の基準日を設けて一定範囲を超える場合は貴県の負担としてお願いします。	No.23を御参照ください。
26	別紙 リスク分担表 物価変動リスク	26	37			維持管理業務においては、修繕業務とそれ以外でかかる経費の構成が全く異なるため適切な指標の採用が必要です。以下の指標の採用をお願いいたします。 ・【修繕業務】材料費がほとんどを占める：「建設物価（建設物価調査会）」が実態に合った変動をしている ・【それ以外】人件費がほとんどを占める：最低賃金が実態に合った変動をしている	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。
27	別紙 リスク分担表 光熱水費の変動リスク	26	41			光熱水費については自由提案施設を除き貴県負担（実費精算）とすることで本事業予算を最小化することが出来ると考えます。事業者が一定のリスクを負担する必要がある場合、昨今の上昇傾向を加味せざるを得ないため、事業費増大につながります。	詳細は入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所					意見	回答案
		頁	項目					
28	別紙 リスク分担表 光熱水費の変動リスク	26	41				光熱水費の変動リスクについて一定範囲を超える物価変動については、リスク分担を見直す事も含め検討するとありますが、これは基本的には県と事業者で同等の割合で変動リスクを分担することを想定しているという理解でよろしいでしょうか。事業者が一定のリスクを負担する必要がある場合、昨今の上昇傾向を加味せざるを得ないため、入札時に見込む光熱水費は貴県より指定し、実費精算とすることで事業予算を最小化でき、また入札の公平性を担保できると考えます。また、実費精算をお認め頂ける場合は入札時の光熱水費を指定しない場合、意図的に光熱水費を低く設定する事も可能なため指定は必須と考えます。	詳細は入札公告時にお示しします。
29	別紙 リスク分担表	27	3	2			昨今の建設物価高騰や光熱水費の高騰などが続く社会情勢を鑑み、より柔軟に事業提案を行えるよう物価スライドに関する規定の御検討と公開をお願いします。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。
30	別紙 リスク分担表	27	3	2			物価スライドの見直し基準日について、できるだけ早い時期としていただくなど、実際の物価変動状況をよりの確に反映しやすいよう御検討をお願いします。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。
31							提案上限額についてお示し下さい。	入札説明書にて予定価格を示す予定です。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所					意見	回答	
		頁	項目						
1	情報化対応性	13	第2	2	(1)	オ	(ケ)	ICT・IoT等の先進的な技術は技術革新が著しく、例え5年先であっても予見することは困難と思います。技術革新に係る費用負担等のリスクは貴県と事業者間で協議によって定めることとしていただくようお願いいたします。	御意見として賜ります。
2	アリーナ	15	第2	2	(2)	オ		アリーナの要件において、床材（木材・コンクリート）の指定がございませんが、提案事業者によって床材が異なる場合、費用や用途が大きく異なるなど、公平な審査ができないと危惧しておりますので、鹿児島県様でご指定頂きたく存じます。	入札公告時までにお示しします。
3	メインアリーナ	16	第2	2	(2)	オ	(ア)	床の仕様が明記されておりません。スポーツ利用とMICE利用の両立を目指す場合、要求される床の仕様次第で建設コストに与える影響が大きくなることが想定されます。そのため、要求水準において県側にてあらかじめ仕様を決定していただくよう検討をお願いします。	入札公告時までにお示しします。
4	サブアリーナ	16	第2	2	(2)	オ	(イ)	床の仕様が明記されておりません。スポーツ利用とMICE利用の両立を目指す場合、要求される床の仕様次第で建設コストに与える影響が大きくなることが想定されます。そのため、要求水準において県側にてあらかじめ仕様を決定していただくよう検討をお願いします。	入札公告時までにお示しします。
5	設備計画	18	第2	2	(4)			設備計画において、ZEB Ready相当とした場合に評価される内容として頂きたい。（鹿児島県庁環境保全率先実行計画P12の記載を明記） *脱炭素社会に向け、ZEB等を意識した設備形成がなされるよう明記するのが望ましいと思います。	御意見として賜ります。入札公告時までにお示しします。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所				意見	回答	
		頁	項目					
6	防犯管理設備	20	第2	2	(4)	ア (イ) m	<p>施設整備の要求水準に当該設備について記載されていますので、貴県に所有権を移管するものと想像しておりますが、当該設備の全部又は一部を民間の所有設備を運用する提案もお認めいただきたく、御検討いただければ幸いです。</p> <p>理由としては、準備期間含め15年もの長期間で不具合が発生する可能性はあり、また、警備業務は原則機械警備とする旨の記載もあるため、夜間等は無人となり機械警備が防犯の要となるのではと思慮しております。</p> <p>防犯管理設備の所有権を全て貴県へ移管する場合、不具合の際に機器交換が有償対応となる可能性があります。点検～見積～工事完了まで数日～数週間要してしまう場合があり、その期間は防犯性能の劣化が避けられません。</p> <p>一方で、事業者や警備会社等が所有する設備を運用する場合は、ご提供先に対して『性能保証』をするのが一般的で、不具合の際にも機械警備の性能を維持するため、可及的速やかに点検し、不良機器を新品へと無償交換させていただきます。</p> <p>資産管理上の不都合もあろうかと存じますが、防犯性能を長期にわたり高く維持するため、御検討をお願いいたします。</p>	事業期間は、事業者の提案としますが、事業終了後は、設置した各種機器類は全て、県に無償譲渡となります。
7	AED設備	23	第2	2	(4)	ウ (イ) h	<p>施設整備の要求水準に当該設備について記載されていますので、貴県に所有権を移管するものと想像しておりますが、当該設備を民間の所有設備を運用する提案もお認めいただきたく、御検討いただければ幸いです。</p> <p>理由としては、AEDは常に確実に使用できる状態をキープし続けなければなりません。また、人の手による点検にはヒューマンエラーがついて回ります。</p> <p>事業者や警備会社等が所有するAEDであれば、常時遠隔監視し、異常があれば即座に通知され、正常化対応を行う運用とすることでヒューマンエラーが発生する可能性を排除できます。</p> <p>資産管理上の不都合もあろうかと存じますが、御検討をお願いいたします。</p>	No.6を御参照ください。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所					意見	回答
		頁	項目					
8	外構計画	23	第2	2	(5)		駐車場へのEV用急速充電器の設置が評価されるような内容として頂きたい。 *EV車が増加しているため、急速充電器が必要だと思います。	御意見として賜ります。
9	総括責任者及び開業準備業務責任者等の配置	35	第3	1	(3)		総括責任者はSPCの責任者として、開業準備業務責任者は開業後を見据えた、現場を取りまとめる責任者としていずれも非常駐を想定しています。それぞれの常駐・非常駐や兼務等に関しては事業者の提案によるものとしてください。	事業者の提案としますが、総括責任者又は各業務責任者が事故・病気等により長期間欠ける場合は、速やかに新たな責任者を充ててください。
10	開業式典及び内覧会	37	第3	2	(4)	イ (7)	開業準備業務について、現時点で規模や内容の想定があればお示し願います。	事業者（SPC）の提案とします。 詳細については、選定事業者の選定後、県との協議の上決定します。
11	業務担当者	40	第4	1	(6)	イ	防火管理者については施設への常駐時間等の観点から運営業務の従事者から選任することも認めることが適切ではないでしょうか。	運営業務の従事者から選任することも認めます。
12	体制の確立及び従業員の研修	40	第4	1	(7)	イ	再委託業務について、複数年に1回の頻度で実施する検査等の開業後一定期間が開始してから行う業務があるため、「開業までの間に教育訓練を行う」ではなく、「業務実施までの間に教育訓練を行う」へ緩和願います。	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。
13	業務計画書の作成・提出	41	第4	1	(8)		『基本計画』について、県の意見をヒアリングしながら事業者にて内容を検討するため、県との十分な協議期間が必要であると思料します。そのため、「維持管理・運営業務の開始の6か月前までに提出」から「維持管理・運営業務の開始の1か月前までに提出」へ緩和願います。	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。
14	基本計画	41	第4	1	(8)	ア (7)	初年度の基本計画については記載項目から業務開始の6か月前までの提出は困難と考えます。1か月前までの提出としていただけますでしょうか。認められない場合は、6か月前時点では素案提示とし業務開始までに変更することはお認め下さい。6か月後の事業計画について確約できない可能性があります。	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。
15	業務報告書の作成・提出	41	第4	1	(9)		年度総括報については実際の準備期間を考えると翌年度の6月30日までが適切と考えます。	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所					意見	回答	
		頁	項目						
16	その他	46	第4	2	(3)	ウ	(ク)	「金属部の錆、結露、カビの発生を防止」とありますが、沿岸地であることを踏まえると、かなり厳しい要求水準となります。「防止に努める」に変更いただけませんか	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。
17	除雪及び降灰除去業務	49	第4	2	(7)			本業務は天候等に左右され、将来的な業務実施頻度の予測が困難であると思料します。その為、発生した都度精算する業務への変更をお願いします。	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。
18	除雪及び降灰除去業務 要求水準	49	第4	2	(7)	ウ		降灰除去、降灰除去後の処理が必要となる降灰実績について過去実績から想定しうる降灰除去・処理回数から大幅に上回った場合や、その規模が想定しえないものとなった場合は不可抗力として取り扱って頂きたい。	不可抗力リスクの負担については、リスク分担表に示すとおりです。
19	施設台帳及び完成図面等への反映	50	第4	2	(8)	ウ	(エ)	修繕の規模に関わらず図面を都度修正する場合、修正費用が嵩んでいく一方で軽微な修繕を図面に反映させる必要性は高くないと思料します。図面を更新すべき修繕は機器の更新に限るなど、一定の条件を設けることを御検討をお願いします。	御意見として賜りますが、現行の記載のとおりとします。
20	災害発生時の対応	55	第4	3	(2)	ア	(イ)	「気象状況による警報発令時及び震度4以上の地震発生時には、速やかに施設の安全確認及び確保を行うこと」とありますが、本施設は夜間の要員配置が必須となっていないため、速やかな対応は困難であると思料します。そのため、夜間などの施設の要員がいない時間帯に警報発令及び震度4以上の地震発生があった際には「可能な限り速やかに」と緩和して頂くようお願いします。	御意見として賜ります。
21	経理処理	58	第4	3	(3)	ウ	(イ)	徴収した利用料金王等については、・・・王 誤字です。	「徴収した利用料金等」に修正します。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所				意見	回答
		頁	項目				
22	スポーツ関係者の交流・ネットワーク拠点について	58	第4	3	(7)	<p>スポーツ関係者との連携は、当該施設運営に必須のものであると考えます。昨今時代の潮流により、教育委員会所管施設が観光部局へ移管されるケースがありますが、スポーツ・コンベンションセンターにおいても、そのようなお考え（体育センターのみ移管）という理解をすればよろしいのでしょうか。</p> <p>限られた面積（容積）で要求水準をクリアし、持続可能な管理をしていくためには、収益性のある効率的な運営が求められます。</p> <p>ヨットハーバーやライフル射撃場を含む県有のスポーツ施設の所管について、どのように想定しておられるかを知りたいです。</p> <p>その上で、当該施設における自由提案の企画をアスリートファーストの視点で考えていきたいと弊社は考えています。</p>	御意見として賜ります。
23	自由提案事業	62	第4	3	(13)	<p>自由提案事業は、事業者が直接実施するとのことですが、本施設の開業時期は2029年なので現時点から6年後になります。その間社会情勢の変化も十分考えられます。状況によっては自由提案事業の内容変更により、より良い自由提案となる可能性もあります。そのため、提案変更に伴う別途事業主体が実施することや第三者に転貸することも認めていただきますようお願いいたします。</p>	御意見として賜ります。詳細は入札公告時までにお示しします。
24	自由提案事業	62	第4	3	(13)	<p>自由提案事業は、事業者が実施するとのことですが、本施設の開業時期は2029年なので6年先になります。6年後、社会情勢の変化なども十分考えられることから、状況によっては自由提案事業の内容変更をした方がより良い自由提案となることも考えられます。この場合、事業者の一部変更についても、変更可能としていただきたくお願いいたします。</p>	御意見として賜ります。詳細は入札公告時までにお示しします。
25	自由提案事業	62	第4	3	(13)	<p>「意見交換会や競争的対話の場において、あらかじめ県に提案する事業内容について、確認を取る」となっていますが、本施設の開業時期は2029年なので、6年後の社会情勢の変化なども十分考えられることから、自由提案事業の内容については、柔軟な変更を認めていただけるようお願いいたします。</p>	御意見として賜ります。詳細は入札公告時までにお示しします。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所					意見	回答
		頁	項目					
26	自由提案事業	62	第4	3	(13)		「自由提案事業は事業者が実施することとし（中略）第三者に転貸することは認めない。（中略）構成員又は協力企業に業務委託して実施することは可能とする。」とありますが、自由提案事業を実施することを予定する構成員又は協力企業については参加表明～事業契約締結後においても入札参加資格を有する構成員又は協力企業の脱退・補充について県と事業者との間で協議を行うことでお認め下さい。供用開始までの期間を考えると協議の余地を残すことが適切であると考えます。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時までにお示しします。
27	自由提案事業	62	第4	3	(13)		「自由提案事業は事業者が実施することとし（中略）第三者に転貸することは認めない。（中略）構成員又は協力企業に業務委託して実施することは可能とする。」とありますが、第三者への転貸については県と事業者との間で協議を行うことでお認め下さい。供用開始時期を考えると協議の余地を残すことが適切であると考えます。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時までにお示しします。
28	ネーミングライツ	63	第4	3	(13)	オ	ネーミングライツについては現状、事業者の判断によって提案が可能と読み取れますが、提案の有無により審査基準にどう影響するのか等、公平な審査が難しいものと考えますので、ネーミングライツについては本事業外または事業者決定後の協議としていただきたく存じます。	御意見として賜ります。詳細は入札公告時までにお示しします。



■要求水準書（別紙等）に関する意見

No	タイトル	意見	回答
1	別紙6	お示し頂いた地中埋設物につきまして、選定事業者側で実際の撤去に係る費用を現段階で類推できるものではない為、別途実費精算として頂きたい。	撤去するか否かは事業者の提案とし、実費精算は想定していません。
2	別紙11	別紙11 設備備品リストについては事業者の運営計画立案に影響するため、早期に御提示頂きたく存じます。	別紙については、適宜公表予定です。
3	別紙16	別紙16 自由提案事業等に係る使用料の取扱いについては事業者の運営計画立案に影響するため、早期に御提示頂きたく存じます。	別紙については、適宜公表予定です。
4	添付資料	事業計画や施設計画の検討を行うには資料や情報が不足している状況です。追加資料の公表時期を早めて頂くことは可能でしょうか。	別紙については、適宜公表予定です。
5	全体	入札公告時までに公表予定の添付資料について、五月雨式でも良いので早期に公表をお願いします。事業者として、配置計画やコスト算出を早めに検討したいと思っています。昨今の物価高騰や資材メーカーの見積対応期間の長期化等を勘案すると、より精度の高い提案を行うためには早期に検討に着手する必要があります。	別紙については、適宜公表予定です。
6	(添付資料)	別紙7, 別紙9~17, 参考資料の一部について「入札公告時までに公表予定」とありますが、提案検討を進めるうえで重要な要素となりますので入札公告を待たず公表をお願いいたします。	別紙については、適宜公表予定です。